平成２１年（フ）第７５０号
千葉県柏市南増尾２丁目17番35号
債務者　吉村　順子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７３号
千葉県柏市大井922番地８
債務者　松本喜一郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７４号
千葉県松戸市平賀125番地の26アイリス・ガーデン201号
債務者　藤岡　紀一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１３号
石川県小松市白山町140番地７　信開ヴァンヴェール2417号室
債務者　濱島美津子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３６１号
広島県福山市伊勢丘１丁目４番５号Ｎ－５－513、旧住所島根県出雲市湖陵町三部810番地
債務者　三上めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第１１６号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施272番地１
債務者　島田美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９７号
埼玉県川越市大字笠幡4902番地３　レオパレスコル　レオニスⅠ101号室、申立時の住所福島県白河市北真舟126番地２ティファニーコート103号
債務者　岡田　祐一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１３６９号
名古屋市港区稲永５丁目２番27号
債務者　梅野　景子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８８７号
名古屋市南区呼続４丁目５番８号　コーポさくら106号
債務者　和田　欣也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５８号
名古屋市緑区池上台３―35　ムーニーヨーロピアン206号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴子町１丁目６番地　鳴子団地87棟203号
債務者　原　　祐樹
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９４号
神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―1108号龍野浩二方
債務者　前田　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８９号
神戸市東灘区青木２丁目16番17―213号
債務者　上部　竜次
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３５号
神戸市垂水区松風台２丁目５番４―901号
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
神戸市北区南五葉４丁目５番14号
債務者　西脇　靖子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６８号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎１棟309号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１―１棟403号
債務者　平地　美也（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８９号
青森県弘前市大字前坂字赤井10番地４
債務者　石郷岡則夫
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１９号
青森県弘前市大字駒越字村元17番地５
債務者　小山内利由喜
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３２２号
青森県弘前市大字一町田字村元791番地６
債務者　今　かおり
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部